

資料5：各県市における行政協力の現状について グループ討論について

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課

個人情報を含むため、非公表

個人情報を含むため、非公表

個人情報を含むため、非公表

森永ひ素ミルク中毒事件被害者救済対策事業に係る行政協力について

鹿児島県保健福祉部生活衛生課

1 行政協力内容

・「被害者対策対象者名簿」について

関係保健所、関係市町村へ参考通知を添付して送付し対応を依頼。

・「個別要請内容」について

関係保健所、関係市町村、労働局へ参考通知を添付して送付し対応依頼。取組結果については、取りまとめてひかり協会へ報告。

・行政協力懇談会の開催

ひかり協会からの行政協力要請事項について、関係機関を参考集、意見交換を実施。

出席者：公益財団法人ひかり協会九州地区センター事務所、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会鹿児島県本部、鹿児島労働局、鹿児島市、県関係課（保健医療福祉課国保指導室、健康増進課、障害福祉課、社会福祉課、介護福祉課、生活衛生課）

・機関誌及び広報誌の配布

ひかり協会会報「ふれあい」について関係機関、関係市町へ送付

・森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会鹿児島県本部総会への出席

・鹿児島県地域救済対策委員会への出席

鹿児島県地域救済対策委員会が九州ブロック（福岡県）へ統合されたため、平成29年度からは出席要請なし。

・森永ひ素ミルク中毒被害者に関する調整会議の開催

ひかり協会からの要請に基づき、被害者に関わる行政機関及び関係機関の協力を円滑に推進し、ご本人の意向を踏まえたサービスの提供を目的として開催。

・各市町村が実施する健診等情報、福祉施策情報の提供

2 事例紹介

・背景

年齢が65歳を超えていた被害者の方。家業手伝いであったが、父他界後、母と2人暮らし。父他界後、親戚等による経済的虐待に遭う。

施設通所を勧められるが、不定期で安定していなかった。母の入院をきっかけに単身生活となる。2003年から連絡調整会議を開催。2006年からは毎年開催し関係者と連携して支援継続。

・問題点

65歳問題、支援者の高齢化、本人の加齢に伴う身体的能力、判断能力の低下。

・対応とその結果

2006年権利擁護事業利用開始。2011年成年後見人制度申立て、後見人選任。

2007年度連絡調整会議で通所を勧奨し、通所利用を承認。

就労支援B型への毎日通所が定着。

2011年度ホームヘルパー利用、2012年度ショートステイ利用を開始。

2016年65歳となったが、町が本人には障害福祉サービスが適していると判断。厚労省の通知を考慮して、就労支援B通所、ショートステイ、ホームヘルパーの利用を従来の支給量を維持した内容で承認。

2017年12月現在も障害福祉サービスを活用して単身生活を継続中。

グループ討論について

■ 討論の時間（目安） 計 45 分

- ①該当自治体からの事例の紹介（約 10 分）
- ②紹介事例に対する意見交換・問題点の意見交換（約 30 分）
- ③結果発表で伝えるべきポイントや全体的な総括（約 5 分）

※上記はあくまでも目安ですので、各グループ内で議論の進捗に応じて時間配分を調整してください。

■ グループ討論の議題について

各自治体からの事例報告や会議全体の内容をもとに、以下の事項をはじめとする行政協力の現状と課題について意見交換を行ってください。

例：

- 行政協力として、現在各自治体で行っている取組について。（保健分野、福祉分野、労働分野等）
- 行政協力を行うに当たって、問題になっていることについて。
- 今回の担当係長会議の内容をどのような方法で、関係担当課、管下市町村等に伝達するか。
- 厚生労働省及び（公財）ひかり協会に対する要望・意見等について。

■ 結果発表について

45 分間の討論後、1 グループ 3 分目安で討論の結果発表を行っていただきます。討論の結果報告だけでなく、厚生労働省及び（公財）ひかり協会に対する要望・意見等の発表でも差し支えございません。